

川崎市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱に基づき 解体工事計画書を提出される方へ

- 本要綱の対象施設は、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第128号）別表第1の51の作業に係る廃棄物焼却炉の規模に該当する廃棄物焼却炉を有する焼却施設です。

別表第1の51の作業に係る廃棄物焼却炉とは次のいずれかに該当するものです。

◇火格子面積又は火床面積が0.5平方メートル以上であるもの

◇焼却能力が1時間あたり50キログラム以上であるもの

◇一次燃焼室の容積が0.8立方メートル以上であるもの

- 煙突を取り外しその場に保管する場合や、工場内で移設する場合であっても、焼却炉の解体を伴えば要綱は適用となります。また、市外で解体する場合であっても、トラックに載せるためなど、移動させるために現地で解体の作業を行う場合は、要綱が適用となります。

- 解体工事に着手する14日前までに、解体工事計画書を提出してください。解体部分の養生や洗浄の作業を行う場合は、これらの作業の開始が解体工事の着手となります。

- 解体工事計画書は、事業者名で提出してください。（事業者とは、解体工事を行う焼却施設の設置者又は管理者であって解体工事を発注しようとする者をいいます。）

- 解体工事計画書を提出される際は、次の資料を添付してください。

1 解体工事を行う焼却施設の周囲の状況、施設の配置（地下部分の設置を含む。また、焼却施設の基礎部分がコンクリート等で覆われている場合はその範囲を表示し、焼却施設の全体又は一部が建屋内にある場合は、建屋の位置を併せて表示する。）、車両等の洗浄場所及び解体工事により発生する廃棄物の保管場所を示した図面

2 焼却施設及び周囲の状況が分かる写真

3 解体工事におけるばいじん等の飛散防止及び汚水の流出（地下への浸透を含む。）防止のための措置（排気及び排水の処理の方法を含む。）の概要を記載した書類

解体工事における工程の概要を示し、それぞれの工程での飛散防止対策、汚水防止対策を示してください。

別表第2に規定する飛散防止対策のうち「施設全体又は工事区画の密閉」については、施設が大きい等の理由により、全体を覆うことが困難な場合は、排気処理設備を設けた排風機を使用して炉内を負圧にし、部分的に養生を行うことで「施設全体又は工事区画の密閉」とすることもできます。

4 解体工事により発生する廃棄物（焼却施設から除去した汚染物並びに排気処理及び排水処理により発生する廃棄物を含む。）の種類ごとの発生見込量、保管方法（保管場所の雨水対策及び地下浸透防止対策を含む。）並びに収集運搬及び処分の方法を記載した書類

廃棄物の種類ごとに、発生見込量、保管方法、処理方法を記載してください。

廃棄物処理業者へ委託する場合は、廃棄物の種類ごとに、収集運搬業者名（運搬場所・許可番号）、中間処理業者名（処理方法・許可番号）、最終処分業者名（処分方法・許可番号）がわかるように記載してください。また、許可証の写しを添付してください。

- 5 土壌、水質及び大気に係る周辺環境の状況調査の方法、時期及び試料採取の場所を記載した書類調査を実施しない項目がある場合は、実施しない理由を記載してください。

【例】・大気：別表第1による区分がⅠ以外であるため、大気調査は実施しない。

・水質：洗浄水を全量産業廃棄物として搬出するため、水質調査は実施しない。

大気調査について

ダイオキシン類のサンプリングは1週間サンプリングとしますが、ダイオキシン類が発生すると考えられる作業が1週間未満で終了するときは、24時間サンプリングとします。

水銀、砒素の大気調査は、焼却施設の履歴等から汚染のおそれがない場合は、調査を行う必要はありません。

土壌調査について

別表第3に規定する解体工事後の土壌調査は、解体工事による影響をより適切に評価する観点から、工事前に調査用土壌を持ち込む方法を推奨しています。なお、6に示す焼却施設内部における事前の汚染物のサンプリング調査結果が「市規則」別表第15の溶出量基準値または含有量基準値以下であった物質については、調査を行う必要はありません。

焼却炉内部の汚染物に関する調査項目	「市規則」別表第15の土壌汚染に関する基準	
	溶出量基準値	含有量基準値
ダイオキシン類	—	1000pg-TEQ/g
カドミウム及びその化合物	0.003mg/L	45mg/kg
シアン化合物	検液中に検出されないこと。	50mg/kg
鉛及びその化合物	0.01mg/L	150mg/kg
六価クロム化合物	0.05mg/L	250mg/kg
砒素及びその化合物	0.01mg/L	150mg/kg
水銀及びその化合物	0.0005mg/L	15mg/kg
(アルキル水銀化合物)	検液中に検出されないこと。	—
セレン及びその化合物	0.01mg/L	150mg/kg
ほう素及びその化合物	1mg/L	4000mg/kg
ふっ素及びその化合物	0.8mg/L	4000mg/kg

- 6 解体工事を行う焼却施設内部における事前の汚染物のサンプリング調査結果

ダイオキシン類及び上記の重金属等9物質（溶出量及び含有量）について調査を行います。ただし、重金属等9物質について焼却施設の履歴等から明らかに汚染のおそれがない物質は、調査を行う必要はありません。その際は汚染のおそれがないと判断した理由を記載してください。

調査結果として、汚染物をサンプリングした箇所、計量証明書等の写しを添付してください。

- 7 解体工事の工程表

- 8 解体工事に係る住民に対する情報提供の方法を示した書類

情報提供の内容及び情報を表示する場所を示してください。

- 9 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第88条及び労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第90条第5号の3に定める届出に添付した資料の写し

施設規模等から、当該届出が必要なかった場合は、添付の必要はありません。